平成２６年（フ）第３６７６号
大阪市西淀川区柏里２丁目７番26号　ラ・ピース塚本307号室
債務者　北原　真司（旧姓岩城）
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２５２号
大阪府豊中市穂積１丁目１番４―218号
債務者　安田奈美枝
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４２９号
大阪市中央区日本橋２―15―６、住民票上の住所大阪府東大阪市長田中１丁目３番８号
債務者　尾澤　愛子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６２７号
大阪市西成区太子１丁目３番11号　アパートメントかつうら414号室、前住所大阪市城東区森之宮１丁目３番415号
債務者　井上　三朗
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６６９号
大阪府東大阪市菱屋東１丁目14番13号　ＵＳサニー21―203号
債務者　佐藤　和美
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７３７号
大阪府豊中市熊野町４丁目20番31―601号、前住所大阪府豊中市熊野町３丁目３番40号
債務者　久松麻衣子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７７６号
大阪府吹田市南吹田４丁目12番20号
債務者　千葉　丈史
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７７８号
大阪府茨木市南安威２丁目４番２―501号
債務者　柚上　良子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７８８号
大阪府茨木市十日市町７番28号、住民票上の住所大阪府茨木市十日市町９番４号
債務者　塚　　廣正
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７３号
奈良市肘塚町12番地の１
債務者　岡嵜　容大
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３１２号
奈良県生駒市壱分町1429―１　オルボス壱分203号、住民票上の住所奈良県生駒市緑ヶ丘1426番地181
債務者　中川　雄介
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３２３号
奈良県桜井市大字東新堂384番地の５
債務者　小林　　勝
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９号
北海道紋別市元紋別50番地の３
債務者　西山　寛之
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後２時30分
旭川地方裁判所紋別支部

平成２６年（フ）第２９号
北海道根室市幸町３丁目２番地９　幸宿舎３―４―１
債務者　古江久美子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第１７７４号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘41番２―306号
債務者　大野　里絵
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８０９号
横浜市中区本牧町１丁目28番地　平田アパート１Ｆ
債務者　糸川　　昇
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部